

北国庄園の消滅過程

—大乗院尋憲の動向を追う—

竹間 芳明

はじめに

越前国坂井郡の河口庄と坪江庄は北国庄園と称され、春日社兼興福寺領庄園の中で諸国随一の規模の庄園として重要な経済基盤であった。鎌倉時代末期には大乗院門跡が領掌することが確定しているが、南北朝期以降になると諸勢力の押妨を受けることになる。^①

一方、応仁・文明の乱を経て、幕府から越前の支配を認められた朝倉氏は、文明一三年（一四八一）一〇月迄に越前平定を成し遂げた^②。戦国大名として権力を掌握した朝倉氏は、国内全ての庄園の存在を否定していたわけではなかった。当然、本所の収納分は減少し、朝倉氏自身が文明四年（一四七二）に「越前寺社本所領半済」を認められた。大乗院尋尊は朝倉孝景に免除を求めたが、河口・坪江庄にも半済が適用されることになった^③。

両庄は、朝倉氏滅亡後には一向一揆勢に押領され、大乗院尋憲は天正二年（一五七四）・天正三年に、織田信長に還付を切願したものの、願いは叶わず消滅したとされる^④。一方で、信長は天正八年に大和一国を対象とした指出を実施したが、大乗院を含む国内寺社領

を石高で表示した後に、安堵しているのである。⁽⁸⁾つまり、脇田修氏や池上裕子氏が分析されたように、庄園自体の存在を否定したわけではなかつたのだ⁽⁹⁾。では、何故、河口・坪江庄の還付が認められなかつたのだろうか。信長は、はじめから両庄の還付を一切認める気はなかつたのだろうか。

小稿では、この問題について検討するため、両庄をめぐる推移を大乗院尋憲の動静を中心に考えてみたい。

一 朝倉氏滅亡と織田氏の第一次越前制圧

元亀三年（一五七二）閏正月二日に、尋憲のもとに越前金津の米屋坂野宗左衛門から書状が届いた。その内容は、「御上使去年・当年御下なき⁽¹⁰⁾より」、大乗院の年貢を朝倉義景の御蔵へ納入すべきであると人々が申すので、「御代官を被仰付候」との内々の情報である。そのため、一日も早く定使を下すことを要請してきたのだつた⁽¹¹⁾。前年の元亀二年に、義景と敵対する織田信長・将軍足利義昭により越前への通路が停止されていた。そのため、尋憲の定使の新は越前に辿り着くことができなかつたのである。新は、両庄の本役錢収納の斡旋を義景に依頼する書状を携えていた。

その後も元亀三年一月に、尋憲は新等定使を越前に派遣している。翌月に対織田戦で北近江に出陣中の義景に、両庄の諸給人に対する年貢督促の依頼がなされ、「奉行前波奉書出、諸給人衆南都大乗院殿御本役、如前々可致沙汰旨、嚴重書出、是ヲ諸給人へ可被触

由申条、一乗谷衆之分⁽¹²⁾相触⁽¹³⁾」ことになつた⁽¹⁴⁾。この時点でも、義景は両庄の大乗院の本役を認めていたのだ。

翌年の天正元年（一五七三）八月二〇日に、信長は義景を攻め滅ぼした⁽¹⁵⁾。越前は信長の分国となるが、その支配は、国内の朝倉氏旧臣や寺社がそれまで支配していた知行分を本知として安堵することを原則としていた⁽¹⁶⁾。この本知安堵が大乗院に適用されたのか分からぬが、坪江下郷平野村の真言宗寺院滝谷寺の寺領は、「任当知行之旨、年貢諸済物可有収納候」と安堵されている⁽¹⁷⁾。そこで、僅かな手がかりとして、天正元年末の滝谷寺に関する史料三点についてみてみたい。

【史料1】千手寺分年貢米錢請取状⁽¹⁸⁾

納御年貢米之事
合参石參斗者

合六百文者
滝谷寺

三双倍納

右、千手寺分内且仍如件、

天正元年十二月八日
(印)

千手寺は三国湊に寺基を置く天台宗の一大古刹であつたが、南北朝の争乱で衰退していた⁽¹⁹⁾。千手寺の戦国末期の存続状況について詳細はわからぬが⁽²⁰⁾、千手寺年貢米錢が滝谷寺に納められたのである。前年の元亀三年二月二六日に滝谷寺の塔頭寿仙院が、大乗院の院家に觀音領千手寺本役米「參石六斗」を納入していることから、この千手寺分年貢米錢は本来は、滝谷寺を経て大乗院に納めら

れるものと判断したい。大乗院に納入する義務があるとしたら、坪江下郷から徵収したとみなすべきであろう。この点に關しては後考を期すことにしたい。

【史料2】・湊中堂本役錢請取状⁽²⁰⁾

納湊御年貢米之事、
合壱石壱斗七升者

滝谷寺御納所

右、中堂本役分且如件、

天正元年十二月八日

(印)

永禄一〇年（一五六七）一一月五日時点で湊中堂分本役米「壱石壱斗七升四合貳勺」が滝谷寺に納入されており⁽²¹⁾、これが当知行として認められたとみなせるだろう。湊とは三国湊と考えられ、坪江下郷から徵収された蓋然性が高い。

【史料3】・十樂名段錢請取状

納拾樂名御反錢之事

合四百八十六文者 但若菜錢共

右、且々納如件、

天正元年

竹内五郎兵衛尉

十二月拾六日 吉宣（花押）

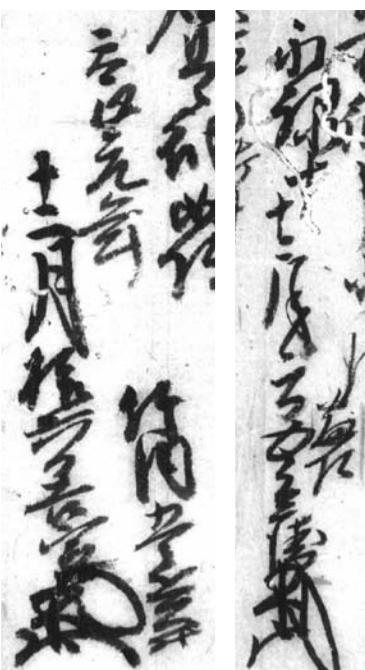
滝谷寺 参⁽²²⁾

十樂名は坪江下郷に存在していた。神田千里氏は、永禄一〇年（一五六七）一二月二日付の十樂名段錢請取状から、番頭五郎兵衛が段錢の内滝谷寺が仲介すべき「四百八十六文」を納入していると

一定の知行権を有する請所代官として負担していたが、義景滅亡直前の刀根坂合戦で討死にした⁽²³⁾。景頼の子孫については不明であり、史料3の知行者も定かでない。いずれにせよ、滝谷寺は十樂名段錢の徵収権を維持していたのだった。すなわち、これも当知行としてみなせる。

【史料1】・【史料2】・【史料3】から、織田氏制圧下の越前で、滝谷寺が朝倉氏滅亡以前の年貢収納に關わる権利を認められていたことをみてきた。特に、この中で十樂名は坪江下郷に關わる事例で

指摘し、これが滝谷寺を介して知行者へ配分されたと分析している⁽²⁴⁾。若菜錢については不明だが、段錢の額は一致している。五郎兵衛と竹内五郎兵衛尉吉宣の花押を比較すると、ほぼ同じなので、同一人物とみなしたい。つまり、番頭五郎兵衛は、天正元年（一五七三）末にも十樂名段錢を仲介する滝谷寺に納めていたのだった。十樂名本役年貢は、朝倉義景の同名衆朝倉与七（掃部助景頼）が



右：永禄10年12月2日付
左：天正元年12月16日付

二 越前本願寺政権下の状況

あり、坪江庄自体が消滅していないことが確認される。ただし、史料的制約から、十樂名段錢が最終的に誰に納入されたか分からず、また大乗院が本年貢を徵収できたのかも不明である。

天正二年（一五七四）一月時点で、大乗院は信長に河口・坪江両庄について、去年から年貢が全く納入されていないと訴えているが²⁶、前節でみたように、元亀三年（一五七二）一二月に義景から両庄の本役徵収を認められているのである。

義景は、天正元年八月二〇日に自害するが、それ以前の三月から四月時点では、多胡宗右衛門尉に西近江の守備強化を命じていることから、近江と京都の往還路が織田方に完全に押さえられていたわけではなかつた。しかし、朝倉・浅井方と織田方の緊張状態が続いているため、定使が越前に赴けなかつた可能性は高く、そのため年貢徵収ができなかつたのだろうか。両庄の請所代官が押領や納入遅滞をしていたとしても、少なくとも義景自身が大乗院の本役を否定していない。

一方、朝倉氏滅亡後に越前支配に当たつていた信長配下の部将が、

河口・坪江庄の存続に関してどのように判断したのか、また、尋憲が信長に両庄について安堵の請願を行つたのか不明である。そもそも、滝谷寺を含め越前国内の寺社領は安堵されたが²⁷、京家領については判然としない。天皇家領河口庄では永禄八年（一五六五）まで年貢収納がなされ、大徳寺真珠庵・酬恩庵が朝倉景隆から寄進された太田保二上村国衙米は永禄一一年（一五六八）まで収納されてい

るが²⁸、それ以降については不明である。

天正二年（一五七四）正月、信長に服属し越前支配に当たつていて朝倉氏旧臣間の内部抗争に乗じて、国中の一揆が蜂起し九月末までに越前領北部を制圧した。この間、一揆を統制するために本願寺から坊官が送り込まれ、越前本願寺政権が樹立する³¹。政権の支配に当たつた最高指揮官下間頼照は、国内の寺領を安堵したが、京家領については全く分からぬ。そこで、前節に続き滝谷寺に関する史料を基に検討を試みたい。

同年と比定される四月一四日付滝谷寺宛堀江藤秀書状の追而書には、

將又御寺領分之儀、相違有間敷候条、尤珍重候、自然新儀被聞召候者、其刻拙者へ可蒙仰候、坪坂方へも卒度申候条、御用之儀候者、隨分自我等可申調候、乍恐可被御心安候、何篇下間筑後殿^{（頼照）}一筆被為取候、可然候歟、左様候者御使僧御一人一折御状被相調、此方迄給候者、拙者書状相副馳走可申、此外不申、

と記されている。

藤秀は、永禄一〇年（一五六七）三月に加賀一揆と通じ朝倉氏に背き謀反を起こして加賀に逃れていたが、朝倉氏滅亡後は越前に帰還していた³⁴。この書状で藤秀は、滝谷寺の寺領が安堵されたことを祝し、新たに問題がおこれば自分に言つてもらえば、金沢御堂の御藏方衆坪坂へも内々に口添えすると述べている。そのうえで、寺領について頼照の安堵状が必要であることを伝えたのだ。

同年一二月二九日付滝谷寺宛堀江藤秀書状⁽³⁵⁾では、「從来年者拙者知行分大藤沢之内、日御供田米錢、此作人湊^井御門前^ニ有之、其様御一世可為參候」とあり、藤秀が大藤沢を知行していたことが分かる。大藤沢は、加賀・能登の地名で確認できず、堀江氏惣領家の系譜である石見守家の本領坪江藤沢名・本庄郷藤沢名のことと考えられる。つまり、越前本願寺政権下で、少なくとも藤秀は本領の一部の知行権を回復していたと判断され、来年には七月行の布施物として大藤沢の内から供田米錢を奉納することを約束したのだった。その作人は、三国湊と滝谷寺門前の者としている。滝谷寺に対する布施物を知行地から捻出することは分かったが、大乗院への年貢については全く触れていない。

この書状の一四日前の一二月一五日付で滝谷寺は寺院領高分を指出しとして提出しているが、此内所々^江沙汰分として、「六石八斗壹升⁽³⁶⁾諸本役」、「拾貰百四十七文⁽³⁷⁾段錢同本役」と記している⁽³⁸⁾。この諸本役の米錢の中に天正元年（一五七三）末時点の十樂名段錢が含まれていたのか定かではなく、大乗院へ納められた確証はない。滝谷寺などが寺領を安堵され、堀江藤秀の知行地回復の事例をみてきたが、庄園そのものが存続できたのか分からぬ。

天正二年一月に大乗院は信長に河口・坪江庄からの年貢が途絶えていることを訴えたが、その書状では、はじめの部分で両庄の由緒・役割について説明がなされ、続いて以下のように記されている。右、此両庄ハ、代々当門跡として往古より支配せしめ、法会以下を嚴重に申付候、此段そのかくれなき事候、しかる処に、朝

倉かの一国を存知の時より公用減少せしめ候て、両庄を全くハ寺納せずといへとも、当知行の筋目ハかハる義なく候⁽³⁹⁾、所詮先規のことく、かの二ヶ所一円に直務申候ハてハ、大法会の義と、のへかたく候、此たひきと仰つけられ候ハ、寺社ともに再興のハしめたるへく候、去年以来ハ無足たりといへとも、大衆等に對して私の力をはけまし、わきまへを致して、今日まで法会をたいてん申さす候、さりとてハ天下への忠節無比類よし、叡慮の義候、此^上にをきて越州やかて御理運たるへく候へハ、その砌にいたりて必々もとのことく返しつけられ候ハ、当門の面目寺門の大慶比義に過へからず候、かの両庄安堵につきてハ、しかしながら新御寄進たるへく候、然らハ御武運長久の御祈祷あひくハへて可申付候、

天正二年
十一月十九日

彈正忠殿⁽⁴⁰⁾

大乗院

朝倉氏により公用が減少する一方であつたが、当知行であることは変わらず、以前のように両庄一円の直務支配ができるよう命じてもらえば、寺社の再興に繋がると嘆願している。そして、去年以来年貢が未進であるが、どうにか法会を続けており、天下への忠節を天皇から賞せられていると述べたうえで、やがて越前を平定した後に必ず元のように返してもらえば、このうえない喜びであると告げている。特に両庄の安堵については、信長から新たに寄進してもらいたいと請願したのだった。信長による安堵は、当知行が原則で

ある以上、半濟分のみしか認められないため、寄進という形で一円支配の回復を目論んだのだろう。

請願に先だって既に一〇月下旬時点で、

一、従京都信長へ、越前河口・坪江兩座儀付⁽³⁶⁾、一書并巻數事切（西園寺美益力）被仰下之間、夜入下書沙汰之、翌日書遣之⁽³⁸⁾、と信長へ両庄に關する嘆願の動きを見せて いる。さらに、十一月三日には両庄の綸旨を得ていた。

越前国河口庄従 白河院

春日社御寄附⁽³⁹⁾坪江庄従

後深草院同御寄附當門跡為

検校所彼両庄之事為進止當知行

無相違處朝倉半濟押領之由太無謂

次第也所詮如往古一円為直務被

管領可令下知之由

天氣所候也仍上啓如件

天正二年十一月三日 左中将（花押）
（西園寺美益力）

謹上 大乗院僧都房政所⁽⁴⁰⁾

正親町天皇は、両庄の検校職を相承された大乗院の当知行を認め、朝倉氏の半濟を押領としたうえで、直務支配を認めたのである。このように、大乗院は朝廷にも手を打っていたのだ。これは、信長に両庄の直務支配の正当性を主張するための方策の一環とみなせる。

大乗院尋憲は、朝倉氏滅亡→信長配下の部将による支配→越前本願寺政権による支配という、短期間に激変する越前の状況を見て、

信長の越前再征の動きを察知し動いたと思われる。既に、信長は七月二〇日に、越前の真宗高田派専修寺・朝倉景健・堀江藤秀等に対して、越前出馬の際には味方するように工作を仕掛けていた。⁽⁴⁰⁾

同年の情勢を時系列でみると、大和では、信長から離反した松永久秀が前年末に降り、居城多聞山城は信長の部将が入城し支配に当たっていた。三月に信長は奈良に下向し多聞山城に入るが、尋憲は宇治まで赴き信長を出迎えている。奈良の神人と地下衆の代表者も木津まで出迎え、興福寺六方衆も般若寺まで出迎えるなど、信長に對し恭順の姿勢を示した。しかし、箸尾・高田・岡の諸氏は、信長に人質を差し出すことを渋り奈良から去っていた。四月には本願寺が信長に対して二度目の挙兵をし、河内の高屋城に拠る三好康長もこれに呼応する。⁽⁴¹⁾さらに、六月時点では本願寺の同盟者武田勝頼が遠江の要衝高天神城を陥落させており、必ずしも織田方が優勢ではなかつた。信長自身、高天神城の救援に向かう際に越前一揆の攻撃を警戒し、奥美濃の根尾右京亮等に一揆が侵攻してきたら防戦するよう指示している。⁽⁴²⁾

この情勢下で信長は、七月中旬に石山合戦の一翼を担つた長島一揆攻撃に出陣する。⁽⁴³⁾大乗院が位置する奈良では、七月に超昇寺が一揆を起こしたとの噂が広まり、国人の箸尾為綱も信長の部将筒井順慶との関係を断つたが、順慶は十市遠長と盟を結び対処している。同月晦日には、順慶が興福寺の子院成身院に社参しており、奈良は超昇寺等の動きの影響を受けていないようだ。⁽⁴⁴⁾

九月末には信長は、長島一揆勢を殲滅し、処刑した本願寺院家願

証寺・下間父子等の首を京都に送り獄門にかけるように指示を下した。⁴⁷ 尋憲は願証寺等の獄門の情報を耳にしたか不明であるが、長島陥落は本願寺にとつては一大事であり、越前を守備する本願寺一家衆専修寺賢会は、「長嶋落居、言語道断迄候、弥此表ニ極候、一大事まで候」と危機感を強めている。⁴⁸ 一方、河内高屋城を攻撃中の織田勢は、一一月一三日に大和葛下郡の岡近辺に侵攻して放火し、羽柴秀吉が奈良に入つたが、一六日織田勢は帰陣し、一八日には十市遠長が上洛している。その後、閏一一月一四日の夕刻には、筒井順慶が奈良に入つていて、⁴⁹ いる。

以上の流れの中で、多聞山城が織田方に接収されて以降、城番として交代で任せられた明智光秀・細川藤孝・柴田勝家と尋憲は友好関係にあり、特に勝家は三月一四日に寺領安堵を約束している。⁵⁰ その対象は大和国内の寺領であると判断されるが、このことが少なからず尋憲に期待を持たせることになり、ひいては大和支配に当たつた信長配下の部将との友好関係を維持することで、あわよくば河口・坪江両庄の回復を依頼できるとの思いに繋がつたのだろう。特に、河内方面での高屋城を中心とした戦いで激戦が続いていたが、少なくとも、奈良自体が反織田方に侵攻される事態にはなつていない。岡近辺が焼かれたのは反織田方が存在していたためと思われるが、奈良は織田方の制圧下にあつた。

既述のように、七月時点で信長は越前で調略をしており、その際に信長黒印状では「越州出馬之刻、可抽忠節之由、尤神妙候」と、羽柴秀吉の副状には「其國信長出馬之刻、可有御忠節之由、尤可然

御事候」と記されている。⁵¹ 折しも長島一揆攻撃中の最中であつたが、秀吉は敦賀で越前一揆に対する防備を命じられていたと考えられる。⁵² 調略の任に当たつたのは秀吉なのだろう。信長としては敵対勢力の各個撃破を考え、手始めに長島殲滅を実行したのだ。武田勝頼は本願寺に長島の後詰めを約したが、九月に遠江に出陣して徳川家康と天竜川で対峙したものの撤兵し、長島一揆の救援はできなかつた。⁵³ 結果として、信長は強大な敵対勢力の一角を崩すことができ、翌天正三年（一五七五）には長篠合戦・越前再征で主力を投入させている。

河内方面での戦線は膠着していたが、尋憲は長島での信長の戦果を知り、越前再征が現実味を帯びたと感じたのだろう。信長にとつて東方の武田氏の脅威は去つてはいなかつたが、天正元年の第一次越前制圧時にも武田勝頼は徳川家康の反転攻勢の対応に追われており、朝倉義景を支援する余裕はなかつた。谷口克広氏は、天正二年五月・七月時点では、対武田氏・対長島一揆が一段落すれば、矛先を越前に向けることは、信長の既定方針だつたと指摘しているが、武田氏の動き次第では越前再征を先にすることも、視野にいれていたと考えられる。関連し、越前では天正三年一月中旬に、信長が敦賀・若狭・丹後の兵船で来襲してくるとの風聞があり、それに備えるために下問頼照は城の構築をしたという。⁵⁴

勝頼が長篠城奪回を含む三河侵攻を開始したのは、天正三年（一五七五）三月で、長篠合戦で大敗するのは五月である。この時の勝頼の軍事行動の目的は、信長による本願寺への攻撃を牽制する

ためであつた。⁵⁹⁾ 金子拓氏は、同年三月・四月頃において信長が当面の敵と考えていたのは本願寺であり、勝頼と戦う状況を想定していなかつたと分析する。その上で、勝頼の三河侵攻で戦わざるをえなくなつたが、長篠合戦の大勝により、攻撃の矛先を本願寺から越前に変更させたと指摘している。⁶⁰⁾ 確かに、長篠合戦の勝利は、信長の越前再征に多大な影響を与えた。しかし、藤本正行氏が指摘するように、武田勢が合戦直前に鳴尾ノ山から進撃せずに、寒狭川を防衛線に沿て長篠城の包囲を継続していれば、持久戦となり多方面作戦を強いられている信長は大軍を長篠に留めておくことはできなくなつた。⁶¹⁾ つまり、決戦が回避された可能性もあつたのだ。いずれにせよ、対武田氏戦の有無にかかわらず、長島一揆攻撃のように各個撃破の一環として、既に調略を行つていた天正二年七月時点では、越前再征は信長の戦略構想に含まれていたとみなすべきである。

尋憲としては、信長の対本願寺戦・対武田氏戦は予断を許さなかつたが越前再征が実行されることを見越して、両庄の回復のための行動を起こしたと判断したい。その決断の主な要因は、長島が制圧されたことである。京都・奈良を抑えている権力者に取り入ることで、戦局がどうころぼうと、河口・坪江庄還付の確約を得ることを第一義に考えたのだった。

一五日から総攻撃を開始した。一揆勢は総崩れとなり、八月一九日までの間に多数が討取られたり生捕りにされた。残党狩りは、二三日まで続けられている。谷口克広氏はその中には、山に避難していた一揆と無関係な農民たちも多く含まれていたと推定されている。⁶²⁾ この越前再征のために八月九日に大和・山城の軍勢が出立し、八月二〇日には侵攻による制圧の情報が不確定ながら奈良に伝わっている。⁶³⁾

尋憲は織田勢の動きを好機と捉え、「今度織田弾正忠信長越州一揆為成敗、八月十二日出馬、同至十日如本意入国^{云々}、就其両庄為届、愚彼国可相越覚語也」と自身が越前に赴き河口・坪江庄の還付を信長に直訴する決意をする。そして、八月二二日に奈良を発ち、二七日には一乗谷の信長の本陣に到着した。翌日に信長が豊原寺に陣替したため、そちらに同道し魚住隼人の陣所を宿所にすることになつた。⁶⁴⁾ 以下、尋憲の越前の往復・滞在記録「越前国相越記」から、河口・坪江庄の還付の交渉過程をみてみたい。

八月二九日条：尋憲は信長の取次をした松井友閑と武井夕庵に越前の再征庄が早々に叶つたことを祝すために参上したことを告げたところ、越前まで下向し戦勝を祝すために挨拶に来たことを深謝された。しかし、河口・坪江庄のことは言及されなかつたので、兩人に本来の目的である両庄還付について取次いでもらつたが、「当国之事未取シツメ不申候、逗留中^ニ郡分ヲ仕テ各^ニ可申付候、其砌京都方も無別可申付候、当御門跡之儀自本無別候条、至其砌ニテ可申付候、郡ヲ誰^ニ申付候者、御門跡之御領分ハウケテ置テ可申付候、可被御心安」と、尋憲が越前逗留中に、越前の郡分を行いその支配

三 織田信長の越前再征と大乗院尋憲

天正二年（一五七五）八月二二日、信長は越前再征のために出陣し、

に当たる者を決めたら、京家領特に門跡領（両庄）については留意し命じるので、心配せずにいられたいとの回答を得た。つまり、この時点では越前再征後の支配体制が構築されたら、両庄の還付をすると信長は返答したというのだ。

同日、尋憲は信長から幸若舞の席に招かれたので、二階座敷に赴き巻数と油煙三十丁を進呈して、早々に越前を制圧したことを祝するため参上したことを述べた。すると信長は、「座ヲサリ手ヲツカエテ、遠路ハル（ノ処^ニ是マテ為御見舞御越、近此々々過分之至候、先度河州表へ御越さへ過分ト存候處、遠路ナンカンヲ御越候事御芳情中々可申尽候」と、自席から離れ尋憲の前で手をついて、遠路はるばる苦労して来訪してきたことを気遣い深謝した。このようすに、尋憲に對して貴賓として丁寧な対応をしているのである。

幸若舞終了後、尋憲は逗留し続けることを告げて宿所に帰るが、大和守護の原田直政が一揆掃討の山狩から戻つたことを知り、陣所に挨拶に赴いた。その陣屋の西の田で、連行した二百余りの捕虜の首を全て斬つている現場に遭遇し、尋憲は驚愕する。折しもその日は、父二条尹房の二五回忌の当日であった。尋憲は、「信長早速属本意入国之處、遅々候テハ知行事大事也、然間追善去八月十七日^ニ講問ニテ行之、如此追善仕候き折節、多首切所へ行合事、シカシナカラ後大染金剛院之御事、一入憐^ニ覚テ、彼河口十郷^并坪江庄上上下郷百姓等モライ免除サセタク思、原田備中申出處、可致馳走由請条悦入物也」と信長の越前再征に遅れてしまえば、両庄の還付請願にとって大事になるので、追善供養を忌日より早く行つていたのだ。

しかし、忌日当日に大量の捕虜の処刑を目の当たりにして、亡父の追善のためにも両庄の百姓の助命嘆願をしたと記している。尋憲にとって、一刻も早く信長のもとに向かうことは喫緊の課題だつたが、両庄の還付を請願するためには、庄園領主の責務として領民の保護に奔走せねばならなかつたのである。つまり、この行動は當知行を認定してもらうための一環としてみなせる。

九月一日条・前日に、尋憲の兄関白二条晴良の書状が信長に渡され、その返事を得ている。内容は不明であるが、書状の受け渡しを行つたのは宮内大輔である。尋憲は越前下向の際に、晴良邸に立ち寄つていて、晴良の命により宮内大輔が同行することになつた。（八月二二日条）この流れからすると、両庄に關する書状であつた蓋然性が高い。

九月三日条・信長が発給した河口十郷と坪江上郷を免除する制札一一通が尋憲に渡され、深謝していることを信長に伝えるように依頼したところ、信長の伝言として「未此表^ニ御逗留候哉、御領之儀ハ柴田修理^ニ可申渡候、御逗留可為御造作候間、可有御上洛」と両庄については柴田勝家に指示を下すから、越前に逗留し続けることは大変なので京都に戻ることを勧められた。尋憲は心遣いに礼を述べるも、「無逗留テハ諸^ニ辺難成候間、何も可有逗留」と逗留していないと両庄のことは万事うまくいかないと答えていた。越前再征後の戦後処理で混乱する中、両庄の還付を安堵する信長の朱印状が発給されるまで、安心できなかつたのだった。

九月八日条・尋憲は原田直政に両庄の還付の取りなしを依頼した。

直政は「御朱印儀ハ於此表^二者、未不可出候間、先御上洛候て可然」と両庄安堵の朱印状は当地ではまだ発給されていないので、先ずは京都に戻られるようにと勧める。そのため、尋憲は安堵の朱印状発給は後になるが信長への取次を頼み、直政の約束を取り付けた。その後に柴田勝家の所へ行き、両庄の還付について依頼をしている。

同日、両庄一一郷の免給人から催促が来たことについて、謂われ無きことであるとして、直政にしつかり申付けることを頼んだところ、承諾され安心するように言われる。そのため、直政の一族の塙喜三郎が、欠落した百姓に公用を堅く申付することを約束した。さらに、新儀の新田米が課せられたことに対し、直政に頼み停止することを了承されている。

この時点では、直政は信長への取りなしや尋憲の所領支配について

尽力する姿勢をみせていたのだった。

九月九日条・河口庄の内で、新庄郷と細呂宜郷を除く八郷に信長の制札を渡した。兵庫郷では清長次郎兵衛が制札を受け取っている。その際に次郎兵衛は、

越州河口庄之内兵庫郷名別相^并散田名四名、一円為守護不入寄進之上ハ、此内^ニ少々給人共雖在之、別分以可申付候間、末代^ニおいて不可有別儀状如件、

という書付を尋憲に求めている。さらに尋憲は兵庫郷には五八名があり、「自然前朝倉時書出^ニハ、寺庵給人沽却散在ト書申」との情報

報を伝えられ、続いて河口十郷の各郷の朝倉時代の給人について記しているが、兵庫郷は公領である。神田千里氏の分析によれば、給

人の存在しないはずの公領の兵庫郷の年貢は朝倉氏家臣の前波九郎兵衛尉と溝江紀伊守が負担していた。⁽⁶⁵⁾ 前波九郎兵衛尉は、天正二年（一五七四）一月に一揆に攻め殺されている。⁽⁶⁶⁾ 溝江紀伊守は誰だか特定できず、「少々給人」の中の一人か確定できない。既に朝倉時代に寺庵給人の知行地が売却されていたわけだが、僅かにせよ給人が存在していたことを示唆する。

制札を受け取った清長次郎兵衛が守護不入を主張すべきであることを助言したわけだが、尋憲は兵庫郷で庄園領主による一円支配の回復が支持されているとの感触を得ただろう。

九月一一日条・信長から豊原城を与えた柴田勝豊へ挨拶の使者を遣わしたところ、清和院が丁寧に応対した。その際に「此表^ニ御領等在之間、別而馳走頼可被思召由被仰」たところ「聊以無別候、兩庄に関する要請に対し尽力することを約束された。ただし、両庄の還付なのか、領民の免除なのか定かではない。

同日、奈良から飛脚があり上洛を促されたので、河口十郷の領民の還住について指示を下し、翌日北庄に行つた後に上洛する旨を魚住隼人に伝え、原田直政への両庄についての取りなしを依頼し快諾された。

「越前国相越記」は、この部分で終わっている。九月一六日に、河口・坪江両庄を安堵する信長の朱印状が発給されたとの情報が奈良に伝わっているが、多聞院英俊は「ウソ也」と明言している。その翌日には、尋憲が京都に戻つており、英俊は「御知行無余云ミ」と記し

ている。⁽⁶⁷⁾

「越前国相越記」からは、信長や配下の部将は、尋憲の両庄安堵の要請を無下に却下することなく、丁重に扱い越前支配が定まつたら対処するので、京都に戻ることを何度も勧めていることが分かつた。では、信長は適当にあしらうつもりで、詭弁を弄したのだろうか。そこで、部下に下した指令をみてみよう。

『信長公記』巻八には、越前再征直後の九月に越前の国分（郡分）とその支配者が決定され、国掻が発せられたと記されている。その四ヶ条目には、

一、京家領之儀、乱已前於當知行者、可還附、朱印次第たるへき事、但理在之

とあり、京家領については一揆蜂起以前に當知行であれば、還付するが信長の朱印状発給により決定されるとしている。そのうえ、道理にかなうことが条件となつてゐる。脇田修氏と池上裕子氏は、この条文から、庄園の當知行安堵が明示されていると指摘する。⁽⁶⁸⁾このように、京家領の安堵は當知行だつたか否かが基準とされたのだつた。

信長は越前再征に先立つ八月六日に、忠誠を誓つた諭訪三郎に対して、本知に加え新知分を一職に宛行うことを約してゐる。池上氏は、その中に柏山庄と西谷庄が含まれてゐることに着目してゐる。⁽⁶⁹⁾つまり庄園 자체を否定していない。しかも、新たな所領として与えようとしていたのだ。柏山庄・西谷庄は闕所の対象だつたのだろう。既述のように、信長は九月三日に両庄のことは柴田勝家に指示すると尋憲に約束してゐた。信長から越前八郡を与えた勝家は、

同年一〇月五日に織田寺社に対し、信長の朱印に任せて寺領を安堵している。⁽⁷⁰⁾しかし、京家領を安堵した形跡はない。一方、池上氏が指摘されたように、隣国若狭では、信長は天正五年（一五七七）一月に土御門久脩に若狭の領知を「父有長任當知行之旨」安堵しているのである。⁽⁷¹⁾

久脩の父有脩は、信長の部将丹羽長秀の家臣長束正家に対して、名田庄上村に賦課された段錢の免除要請をしてゐる。また、丹羽長秀が若狭支配に当たつた天正元年以降と比定される有脩覚書にも、「一、知行分若州内名田庄上村之事」と記してゐる。ただし、名田庄上村を含む「公方様御料所、又者諸侯之知行分迄も非分押領在之欵」という状況だつた。⁽⁷²⁾有脩は、天正五年正月に没しており、安堵された領知とは知行してゐた名田庄上村のことと判断される。つまり、押領により支配は困難を極めたが當知行と認定されたのだ。

河口・坪江庄が安堵されなかつたのは、當知行と認められなかつたためなのだろうか。一節でみたように、朝倉氏滅亡まで大乗院による當知行は存続してゐたのである。松原信之氏の見解のようによると、朝倉氏滅亡後の大乗院に於ける當知行はいかなかつたとしても、土御門久脩がその年貢収納は思うようにはいかなかつたとしても、土御門久脩が安堵された名田庄上村も同様に押領に苦しんでいたのだつた。また、朝倉氏滅亡後の織田氏の第一次越前制圧下でも、坪江庄自体は消滅していなかつたことをみてきた。天正二年（一五七四）の越前本願寺政権下で、河口・坪江庄を含む京家領がどうなつたかは史料的制約から判然としない。

先にみた天正二年一月時点の信長に対する大乗院の請願では、

前年以來年貢が未進であることを訴えている。このことが、當知行として認定されなかつた理由なのだろうか。

この問題を追究するため、その後の信長と尋憲との関係を確認し、大乗院が位置する大和の庄園について比較検討してみたい。

四 天正四年以降の信長と尋憲

天正四年（一五七六）五月一六日に、尋憲は河内に出陣中の信長のもとを見舞に訪れており、六月八日には京都で信長に寺務再任について訴え、その二日後に再任が認められた。⁽²⁵⁾ そして、六月二八日に信長に礼をするために安土に赴いている。このように、依然信長との友好関係は維持されていた。

池上裕子氏は、天正八年、信長は本願寺を屈服させたことで畿内の軍事的制圧をほぼ完了させ、大和・摂津・河内等で城郭の破壊を断行し、八月には大和の戦国争乱が名実ともに終止符をうたれたと論究された。そして、同年に実施された同国の指出についての分析で、知行内容の違いなど全く無関係に、ただ当知行であれば指出のままに安堵したとし、大和において、庄園・庄園領主・庄園制を否定したわけではないと結論付けている。⁽²⁶⁾

大乗院が指出で安堵された畠庄は、翌天正九年に闕所処分されたため、尋憲は「門跡もつゝきかたく彼在所のゆい志よも行末まで□すミはて可申候、越前不知行以来正躰なく迷惑かきりなく御座候間、此畠庄事あはれ／＼御れんみんをなされ被仰付候て被下候者、千万

「忝可存候」と還付を愁訴している。⁽²⁷⁾ 河口・坪江庄が不知行で難渋し迷惑していることを強調したうえで、畠庄の存続を懇請したのだ。この時点でも、両庄の還付がなされなかつたことに言及しており、尋憲が強い危機感を抱いていたことが窺える。

請願・交渉の結果、尋憲は信長から以下の朱印状を得た。

当門領大和国畠庄事、如先々令還附訖、為守護不入之地、全可
有院納之状如件、

天正九年

十二月七日

信長御朱印在之、

大乗院

畠庄還付の礼に尋憲は、同庄で炭を焼かせ信長に献上し、信長から礼状を送られている。それについて、多聞院英俊は「此通御札到来、一段之事也、越前ヨリ柴田ヨリ過分之御進物、六日間つかへて雖在之于今不納、是ハ行かけに納テ剩御書被下、中／＼無比類事也云々」と記し感動している。⁽²⁸⁾ この時に、越前の支配に当たつていた柴田勝家の進物についても触れており、尋憲との友好関係が維持されていたことが分かる。

これまで何度も確認したが、信長は越前再征時に尋憲に対して、越前の支配体制が決まり次第、河口・坪江庄の還付を約束し、勝家に指示を下すと言つていた。だが、天正九年時点でも、その約束が果たされることになかつた。尋憲は畠庄還付請願の際に、両庄の不知行により迷惑かぎりないと言及したものの、両庄が還付される気配は一切みられなかつた。結果として、約束は反故にされたのである。

その後、信長に還付・安堵された畠庄では方々で違乱が起り、尋憲は天正一〇年五月に訴訟のために安土に赴いた。奈良に戻った数日後に信長が本能寺の変で頓死したため、その目的は果たせなかつたが、河口・坪江庄とは異なり審理対象とされていたのだつた。⁸⁰ もはや、両庄の還付は信長に一顧だにされなかつたのである。

まとめ

脇田修・池上裕子氏の指摘のよう、信長の政策基調として庄園・庄園領主を否定してはいない。では、尋憲が切望した河口・坪江庄の還付が叶わなかつた理由は何だったのだろうか。そのポイントは、両氏が結論づけたように、当知行だったと判断される。河口・坪江庄に限らず、越前では当知行が確認されない天皇家領河合庄や大田保二上村国衙米所領も、還付・安堵された形跡はない。

河口・坪江庄は朝倉氏滅亡まで存続していたが、その後の具体的な状況は不明確である。朝倉氏滅亡後の信長配下の部将による支配時には、坪江庄は存続できていたが大乗院が本年貢を徴収できていなかつて不明である。また、大乗院の河口・坪江庄の当知行を認め安堵をした徴証はない。天正二年（一五七四）に成立した越前本願寺政権下でも、両庄の安堵状が出された形跡はない。同年一一月に大乗院の河口・坪江庄における当知行を認める縁旨が出された。そのうえで、同月に大乗院が信長に当知行であることを主張し、寄進という形で安堵を請願した書状の中で、昨年以来年貢が未進であると記

したが、結果的に定使を送ることができないと判断されたのだろう。さらに、天正三年の越前再征時には現地が混乱し、京家領の当知行について確認ができなかつたものの、信長の命で柴田勝家等が越前支配に当たつた後も当知行の確定はできず、その結果河口・坪江庄の還付は叶わなかつたのだった。

天正八年の大和で実施された指出では、当知行であれば庄園は安堵されている。しかし、大乗院が安堵された畠庄は、天正九年に闕所とされてしまう。そのため、尋憲は信長に還付を愁訴し認められた。その際に河口・坪江庄が不知行で難渉していることに触れたが、信長が取り合うことはなかつた。

以上、小稿では河口・坪江庄の消滅について検討してみたが、とりとめのない内容に終始してしまつた。今後の課題は、信長が、越前再征時に駆けつけた尋憲を丁重に扱い、両庄の還付について期待を持たせるような言動をした理由は何だったのか、当知行の確認ができなければ、還付はできないと何故言わなかつたのか、これらを具体的に究明することである。

註

（1）楠瀬勝「河口・坪江庄」（『福井県史』通史編2中世第二章第四節四、一九九四年）、松原信之「河口庄・坪江庄の庄園領主、春日大社兼興福寺」（『新修坂井町誌』通史編第四章第一節、二〇〇七年）

（2）『大乗院寺社雜事記』文明三年九月二十四日・一〇月六日条、『親元日記』文明三年一月二二日条

- (3) 『大乗院寺社雜事記』文明四年八月二八日・一〇月二三日条、なお、天皇を通じて將軍に半済免除を要請した仁和寺などは、半済を免除された。
(『親長卿記』文明四年八月二三日・八月二十四日条)
- (4) 『大乗院寺社雜事記』明応三年正月二三日条
- (5) 神田千里「越前朝倉氏の在地支配の特質」(『史学雑誌』八九一)、一九八〇年、勝俣鎮夫編『戦国大名論集4 中部大名の研究』、吉川弘文館、一九八三に所収)
- (6) 松原信之「河口庄勘定帳」解説(『越前朝倉氏の研究』、第三部第五章、三秀舎、二〇〇八年)、水藤真「朝倉義景」第五章三節(吉川弘文館、一九八一年)
- (7) 注(1) 楠瀬前掲書
- (8) 『多聞院日記』天正八年九月二六日・一〇月二二日・一〇月二十五日・一月九日条
- (9) 脇田修「織田政権の基礎構造 織豊政権の分析I」第四章(東京大学出版会、一九七五年)、池上裕子「大名領国制と莊園—織田信長の政策を中心」(網野善彦他編『講座日本莊園史4 莊園の解体』、吉川弘文館、一九九九年、池上裕子「日本中近世移行期論」、校倉書房、二〇一二年に所収)
- (10) 「尋憲記」元亀三年閏正月二日条(『大日本史料』一〇一一二、二七一)・(七三三頁)
- (11) 「尋憲記」元亀二年一一月一八日・一二月六日条(『大日本史料』一〇一七、六九八・七〇三頁)
- (12) 「尋憲記」元亀四年正月一九日条(『大日本史料』一〇一一〇、三九九)
- (13) 「小川文書」一号(『福井県史』資料編2、以下、『福井』資と略す)
- (14) 松浦義則「織田信長と一向一揆」(『福井県史』通史編3近世第一 chapter 第一節、一九九四年)
- (15) 注(14) 松浦論文、「滝谷寺文書」一二九号(『福井』資4)
- (16) 「滝谷寺文書」一三二号
- (17) 小和田淳「日本海海運と湊町」(『福井県史』通史編2第五章第二節)、上出純宏「三国湊の『みなと文化』」(みなと総合研究財団、二〇一七年)
- (18) 大廣克也氏の御教示による。
- (19) 「滝谷寺文書」一一六号
- (20) 「滝谷寺文書」一三三号
- (21) 「滝谷寺文書」一〇九号
- (22) 「滝谷寺文書」一三三号
- (23) 注(5) 神田前掲論文、「滝谷寺文書」一一〇号
- (24) 注(6) 松原前掲論文、同「朝倉孝景以前の庶流」(『越前朝倉氏の研究』第二部第一章第一節四)
- (25) 松原信之氏は、景頼の子を景氏としているが(注(24) 松原前掲書「朝倉孝景以前の庶流」)「朝倉始末記」の横浜市朝倉俊徳家所蔵本(『福井市史』資料編2古代・中世に収載)では、朝倉与七を景友とし、刀根坂で討死にしたのは掃部助景氏としている。つまり討死にした掃部助の子孫については確定できない。
- (26) 「大乗院文書」(『大日本史料』一〇一二五、八九九一頁)
- (27) 「朝倉始末記」(続・日本仏教の思想『蓮如 一向一揆』、岩波書店、一九七二年)、『信長公記』卷六、注(13)

- (28) 「尊經閣文庫所蔵文書」八六・八七号 (『福井』資2)
- (29) 注 (15)・「中道院文書」四・五号・「劍神社文書」六五号 (『福井』資5)、
「大滝神社文書」一六号 (『福井』資6)、「寶慶寺文書」九号・「稱名寺文書」
五号 (『福井』資7)
- (30) 「御ゆとの、上の日記」永祿八年正月一六日条・「真珠庵文書」九〇・一二三
号 (『福井』資2)
- (31) 「多聞院日記」天正二年正月二八日条・「信長公記」卷七、「朝倉始末記」(『蓮
如 一向一揆』)
- (32) 「昌藏寺文書」三号・「龍澤寺文書」三九号 (『福井』資4)、「中道院文書」
七号・「越知神社文書」五九号 (『福井』資5)、「洪泉寺文書」二号・「洞雲
寺文書」二十四号 (『福井』資7)
- (33) 「滝谷寺文書」一三七号
- (34) 「儀俄甚一郎氏所蔵文書」(『福井』資2)、「顕如上人文案」(『加能史料』XV
一〇三)一〇四頁)、「朝倉始末記」(『蓮如 一向一揆』)、松浦義則「越前国人
堀江氏の動向について」(『福井大学教育学部紀要』第三部社会科学第五四号、
一九九八年、同『戦国期越前の領国支配』戎光祥出版、二〇一七年に所収)
- (35) 「滝谷寺文書」一四〇号
- (36) 「滝谷寺文書」一三九号
- (37) 注 (26)
- (38) 「多聞院日記」天正二年一〇月二四日条
- (39) 「福智院家古文書」九一号
- (40) 「法雲寺文書」二九・三〇号 (『福井』資5)
- (41) 「尋憲記」天正二年正月一日条・「興福寺年代記」(『大日本史料』一〇一)
- (42) 「信長公記」卷七、「吉川家文書」・「古文書纂」・「足利義昭御内書」・「年
代記抄節」(『大日本史料』一〇一二、二八一~二八五頁)
- (43) 「信長公記」卷七、「小川文書」・「稻葉文書」(『大日本史料』一〇一二、
七~八頁)
- (44) 「根尾宗四郎氏所蔵文書」二号 (『福井』資2)
- (45) 「信長公記」卷七
- (46) 「多聞院日記」天正二年七月一八日・七月二四日・七月晦日条
- (47) 「氷上町所蔵文書」(『愛知県史』資料編11、織豊1、一〇五三号、以下、「愛
知」と略す)
- (48) 「勝授寺文書」二七号 (『福井』資4)
- (49) 「多聞院日記」天正二年一月一三日・一月一五日・一月一六日・
一月一八日・閏一月一五日条
- (50) 「多聞院日記」天正二年正月二一日・正月二七日・三月八日・三月九日・
三月二〇日・三月二三日条・「天正二年春日祭遂行」・「尋憲記」天正二年正月
晦日・二月二八日条・「大日本史料」一〇一二〇、五一九・五二二頁)、「尋憲
記」天正二年三月七日・三月九日・三月一〇日・三月一二日・三月二三日・
三月一四日・三月一五日・三月一六日・三月二二日条 (『大日本史料』一〇一
二、一七五)一八二頁)
- (51) 一二月一五日に信長は、金剛峯寺に来春早々高屋城を攻略すると豪語し
ているが、同月二四日に三好康長は、河内の古刹叡福寺の寺領を安堵して
いる。(『高野山文書』・「叡福寺文書」(『大日本史料』一〇一二、一二六頁)

(三六八頁)

- (52) 金松誠氏は、この放火について、信長に人質を出すことに難渋した岡氏と信長の関係は、より悪化していた、と分析している。(金松誠「戦国末期における大和国衆と中央権力——岡氏の動向を事例として——」(『ふたかみ』一〇、香芝市二上山博物館、二〇〇一年))
- (53) 注(40)
- (54) 谷口克広『織田信長家臣人名辞典』第2版三五〇頁(吉川弘文館、二〇一〇年)、『信長公記』卷七、「賜蘆文庫文書」・「泉文書」(『大日本史料』一〇一二四、一一〇~一一二頁)
- (55) 「保阪潤治氏所蔵文書」(『愛知』九六二号)、「大須賀記」(『大日本史料』一〇一二四、一八六頁)
- (56) 丸山和洋『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』一五九頁(平凡社、二〇一七年)
- (57) 谷口克広『織田信長合戦全録』一三七~一三八頁(中央公論新社、二〇〇二年)
- (58) 「朝倉始末記」(『蓮如一向一揆』)
- (59) 池上裕子『織田信長』一〇八~一〇九頁(鴨川達夫「長篠の戦いと武田勝頼」(金子拓編『長篠合戦の史料学 いくさの記憶』勉誠出版、二〇一八年))
- (60) 金子拓「織田信長にとっての長篠の戦い」(注(59)金子前掲編書)
- (61) 藤本正行『長篠の戦い 信長の勝因・勝頼の敗因』第五章(洋泉社、二〇一〇年)
- (62) 『信長公記』卷八、「泉文書」・「高橋源一郎氏持參文書」(『増訂織田信長文書の研究』五三三・五三五号)、注(57)谷口前掲書一四〇~一四二頁
- (63) 『多聞院日記』天正三年八月九日・八月二〇日条
- (64) 「越前国相越記」八月 日・八月二一日・八月二七日・八月二八日条(『山田竜治家文書』(『福井』)資3)
- (65) 注(5) 神田前掲論文
- (66) 『信長公記』卷七、「多聞院日記」天正二年正月二八日条
- (67) 『多聞院日記』天正三年九月一六日条・九月一七日条
- (68) 注(9) 脇田・池上前掲論文
- (69) 注(9) 池上前掲論文、「水島伝左衛門家文書」(『福井』)資5
- (70) 「劔神社文書」七七号(『福井』)資5
- (71) 注(9) 池上前掲論文、「土御門家文書」二四号(『福井』)資2
- (72) 「若杉家文書」二三・二四号(『福井』)資2)
- (73) 『兼見卿記』天正五年正月四日条
- (74) 注(6) 松原前掲論文
- (75) 『多聞院日記』天正四年五月一〇日・六月五日・六月一〇日条
- (76) 注(9) 池上前掲論文
- (77) 『福智院家古文書』九七号
- (78) 『多聞院日記』天正九年一二月一〇日条
- (79) 『多聞院日記』天正九年一二月二〇日条
- (80) 『多聞院日記』天正一〇年五月一三日・五月一八日・五月一九日・五月二三日・六月二日条
- [付記] 小稿作成に当たり、協力・助言をいただいた大廣克也氏・赤城隆治氏に、末尾ながら謝意を表する。